

避難所一覧

指定避難所・指定緊急避難場所



指定避難所とは

自宅へ戻れなくなった被災者などが一定期間避難生活を送るための施設です。



指定緊急避難場所とは

災害発生時に一時的に安全を確保するための施設です。

No	名称	住所	電話番号 (市外局番0979)	災害対応(○:利用可能、×:利用不可)					うち 指定避難所
				洪水	土砂	高潮	地震	津波	
1	角田小学校(体育館)	中村943-1	82-2710	○	○	○	○	○	○
2	角田中学校(体育館)	中村392	82-2712	○	○	○	○	○	○
3	角田公民館	中村412-2	82-2701	○	○	○	○	○	
4	山田小学校(体育館)	四郎丸417-2	82-2604	○	○	○	○	○	○
5	山田公民館	四郎丸263	82-2666	○	○	○	○	○	
6	大村小学校(講堂)	大村1524	82-2026	○	○	○	×	○	
7	大村公民館	大村1780	82-7753	○	○	○	○	○	
8	八屋小学校(体育館)	八屋2232-1	82-2128	○	○	○	○	○	○
9	八屋中学校(体育館)	赤熊1363-1	82-2253	○	○	○	○	○	○
10	中央公民館※1	八屋1860-12	82-2402	○	○	○	○	○	
11	八屋公民館※1	八屋1381-2	82-2775	○	○	○	○	○	
12	宇島小学校(体育館)	赤熊750	82-2045	○	○	○	○	○	○
13	宇島公民館※1	赤熊484-1	82-3196	○	○	×	○	○	
14	三毛門小学校(体育館)	三毛門976-1	82-2017	○	○	○	○	○	○
15	三毛門公民館	三毛門914-4	82-2671	○	○	○	○	○	
16	黒土小学校(体育館)	久路土1191-1	82-2401	○	○	○	○	○	○
17	黒土公民館	久路土1180-1	82-2670	○	○	○	○	○	
18	千束小学校(体育館)	千束75	82-2364	○	○	○	○	○	○
19	千束中学校(体育館)	吉木1122-1	82-2153	○	○	○	○	○	○
20	千束公民館※1	千束167	82-2250	○	○	○	○	○	
21	豊前市役所※2	吉木955	82-1111	○	○	○	○	○	
22	横武小学校(体育館)	薬師寺221-1	82-2736	○	○	○	○	○	○
23	横武コミュニティセンター	薬師寺70-3	82-2669	○	○	○	○	○	
24	合河公民館	下川底304-1	88-2001	○	○	○	○	○	
25	合岩小学校(体育館)	下河内81-9	88-2787	○	○	○	○	○	○
26	合岩中学校(体育館)	下川底32	88-2012	○	○	○	○	○	○
27	岩屋活性化センター	大河内301-3	88-2002	○	○	○	○	○	○
28	道の駅豊前おこしかけ	四郎丸1041-1	84-0544	○	○	○	○	○	
29	多目的文化交流センター※1	八屋1776-2	53-9535	○	○	○	○	○	○
30	豊前市市民会館※1	八屋2009-3	82-2705	○	○	○	×	○	
31	福岡県立青豊高校(体育館)※1	青豊3-1	82-2105	○	○	○	○	○	○
32	福岡県立青豊高校(多目的ホール)	青豊3-1	82-2105	○	○	○	○	○	○

※1 2階建て ※2 3階建て

福祉避難所



福祉避難所とは

一般的な避難所での生活が困難な要配慮者(高齢者や障がいのある方など)が避難するための施設であり、市は災害の規模や避難者の状況により、福祉施設の管理者と連携を行い、避難所の開設を行います。

No	名称	住所	電話番号 (市外局番0979)	災害対応(○:利用可能、×:利用不可)				
				洪水	土砂	高潮	地震	津波
1	豊前市総合福祉センター	吉木955	福祉避難所に関する 問合せ先 《連絡窓口》 市役所総務課 82-1111	○	○	○	○	○
2	亀保の里	鬼木63-1		○	○	○	○	○
3	豊前サンビレッジ	下川底170		×	×	○	○	○
4	豊前アニマノ	才尾450-3		○	○	○	○	○
5	望海荘	松江991-9		○	○	○	○	○
6	ケアハイツぶぜん	千束157-2		○	○	○	○	○
7	ケアハウスさくら	三毛門1340-1		○	○	×	○	○
8	ケアポートぶぜん	赤熊1359-1		○	○	○	○	○
9	向陽荘	松江968-1		○	○	○	○	○
10	周防学園	川内3739-16		○	○	○	○	○
11	ほうらい山荘	四郎丸1690-3		○	○	○	○	○
12	恵光園	荒堀37-12		○	○	○	○	○

要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。対象施設の所有者または管理者におかれましては、避難確保計画の作成及び報告、訓練実施等の取り組みをお願いいたします。

